

そうして契丹でこの牌を使用する目的が、文中に見えて居る如くであるとすれば、蒙古のこの牌も、虎頭牌とは異つて、唯だ使者が命を奉じて公馬を走らす特權を附與せられた時に帶びたものであるらしく、さればこそ裏面に契丹字で「走馬」、表面に急速の義を漢字で「疾」と書いたのであらう。但し契丹の長牌には、契丹字で「勅」といふ字も記されて三字が書かれてあるのに、何故に蒙古のこの牌には「勅」字を削つたのか判らない。

さてこの蒙古牌札の裏面の文字をかく讀むことが妥當であるとするならば、こゝに注意しなければならぬことは當時の蒙古では、時代の關係から考へると、當然女眞の文化が行はれた筈で、蒙韃備錄官制の條にも、

韃人襲<sub>ニ</sub>金虜之制<sub>一</sub>……如<sub>ニ</sub>成吉思亦行<sub>ニ</sub>詔勅等書<sub>一</sub>。皆金虜叛臣教之

と見えるを始め、この種の記事の存するものは甚だ多いのであるが、それにも拘はらず、かく契丹文化を繼承した跡も認められることである。思ふに當時蒙古に仕へて大に信任を得、畫策する所極めて多かつた契丹系の耶律楚材の如き人もあつたのであるから、特に契丹文化を蒙古に取り入れて、かゝる文字を有する牌札を行ふ如きにも至つたのであらう。

之を要するに、蒙韃備錄に載せてある通りの漢字を刻した蒙古の素金牌が新たに出土したことは一個の異聞であり、而してその裏面に、同書に記してない契丹字、しかも燕北錄所載の契丹の長牌に記された契丹字を有するものの發見されたことは、更に注意すべきこととして學界に紹介する價值あることと信ずる。

註① 考古學論叢二(昭和五年五月刊)所載。

② 東洋文庫叢刊附篇第一(昭和五年十月刊)。(本書所收別項)